

平成29年度権利擁護推進員養成研修実施要領

1 目的

介護保険施設等の施設長、介護主任等、施設内において指導的立場にある者を対象とし、講義・演習・自施設実習を通じて、高齢者虐待防止法の趣旨の理解、虐待の未然防止や早期発見に向けた取組、及び利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を修得させることにより、介護現場での権利擁護のための取組を指導する人材を養成することを目的とする。

2 実施主体

研修の実施主体は群馬県とする

3 受講対象

下記施設に勤務する施設長、介護主任、介護支援専門員等の職員
(対象施設)

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

4 研修日程

研修1日目 : 平成29年11月8日(水) 【A・B合同】
研修2日目 : 平成29年11月14日(火) 【A】
研修2日目 : 平成29年11月15日(水) 【B】
自施設実習 : 約4週間程度
研修3日目 : 平成29年12月14日(木) 【A】
研修3日目 : 平成29年12月19日(火) 【B】

※ 研修3日目に自施設実習における成果発表会を実施

5 研修会場

ぐんま男女共同参画センター 4階大研修室(予定)

6 定員

120名(A、Bそれぞれ60名ずつ)

7 申込期間

平成29年8月21日(月)～9月20日(水)